

令和4年12月8日

1. 出席議員

1番	中島	信二	13番	大坪	久美子
2番	高山	正信	14番	寺尾	高良
3番	青木	勉	15番	栗原	吉平
4番	川口	堅志	16番	三角	真弓
5番	橋本	正敏	17番	森	茂生
6番	田中	栄一	18番	栗山	徹雄
7番	堤	康幸	20番	川口	誠二
8番	高橋	信広	21番	松崎	辰義
10番	牛島	孝之	22番	角田	恵一
12番	服部	良一			

2. 欠席議員

11番 萩尾 洋

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	中園	弘一
書記	田中	浩章

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副市	長	松崎	賢明
副市	長	松尾	一秋
教	育	橋本	吉史
総務	部長	原	亮一
企	画	石井	稔郎
市	民	牛島	憲治
健康福祉	部長	坂田	智子
建設経済	部長	若杉	信嘉
教	育	平	武文
総務	課長	秋山	勲
人	事	丸山	隆
財	政	田中	和己
観光振興	課長	荒川	真美
建	設	轟	研作
文化振興	課長	鶴木	英希
矢部支	所長	石川	幸一

議事日程第5号

令和4年12月8日(木) 開議 午前10時

日 程

第1 議案審議

- ・質 疑 (委員会付託)
 - ・討 論
 - ・採 決
-

本日の会議に付した事件

第1 議案審議

- 報告第16号 専決処分について(事故による損害賠償)
- 議案第63号 八女市議会議員及び八女市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第64号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第65号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第66号 八女市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第67号 八女市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第68号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第69号 指定管理者の指定について(八女市白城の里旧大内邸)
- 議案第70号 指定管理者の指定について(八女市矢部地区山村滞在施設・八女市矢部地区観光物産交流施設・八女市矢部食材供給施設)
- 議案第71号 令和4年度八女市一般会計補正予算(第7号)
- 議案第72号 令和4年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算(第2号)
- 議案第73号 令和4年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算(第3号)
- 議案第74号 令和4年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第75号 令和4年度八女市矢部診療所特別会計補正予算(第2号)
- 議案第76号 令和4年度八女市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第77号 令和4年度八女市下水道事業会計補正予算(第2号)
-

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。本日の議案審議、よろしくお願い申し上げます。

お知らせいたします。委員会・分科会日程表をタブレットに配信いたしております。

なお、11番萩尾洋議員からの欠席届を受理しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条のただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第1. 議案審議を行います。

報告第16号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○17番（森 茂生君）

まず最初に、今回の事故は車事故といっても市道の管理不足による事故と理解しておりますけれども、今回の過失割合といいたしましょうか、151,617円、この金額はどこから出てきたのか、過失割合などがどうなっているのか、お尋ねします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

過失割合につきましては、当然、八女市側も相手側も保険に入っております。保険会社同士の話し合いにより10・0で、八女市のほうが10ということで負担をしております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

ここでえらい強調してあるのが、雑草で覆われて目視できなかった、あるいは注意喚起を促す看板もなかったというのが重なり、そのような負担割合になったのかなと私は理解をしております。

そして、通常、多くの自治体で合議で損害賠償の要否を決める仕組みがあると手元の資料でなっております。それで、保険会社が決めるのは当然分かりますけれども、内部で事故が起きた後、どのような対応をするのかという、担当課で決めるのか、それとも一定そういう仕組みができていないのか、どうなっているのか、お伺いします。

○建設課長（轟 研作君）

事故報告を受けましたら、すぐ担当課、建設課と、これは今回、黒木で起きていますので、黒木支所のほう、すぐ現場に駆けつけまして、事故の状況、また事故に遭われた方の証言等

もお聞きした上で、当然、内部で検討はいたします。その中で保険会社と相談をして損害金を決めているという状況でございます。

○17番（森 茂生君）

車の事故は当然保険に入っているのが当たり前と思っておりますけれども、八女の道路の管理による責任を問われた場合、損保ジャパンとなっておりますけれども、そういう瑕疵があった場合、管理責任を問われた場合、八女市は全部、相当な広域の道路がありますけれども、市道全般にわたって、そういう今回のような事故が起きた場合、損害を保険会社が払うという保険か何かにかたっていらっしゃるということで理解してよろしいのでしょうか。

○建設課長（轟 研作君）

そのとおりでございます。道路延長に応じて保険を掛けておりますので、道路を新設したりとか、毎年見直しを行いまして、延長によって保険金が変わってくるという状況でございます。

○17番（森 茂生君）

実は私、初めてそういう保険があるというのは知ったわけですがけれども、例えば、掛金、どういう仕組みで幾らぐらいその掛金を払っていらっしゃるのか、ちょっと私、疑問に思ったわけです。今回は軽微な——軽微と言っちゃ失礼ですがけれども、物件で人身事故ではなかったからですがけれども、これが人身事故の場合、莫大な金額になる可能性があるわけで、これはよその例ですがけれども、1名につき1億円、1事故につき3億円、物損の事故で20,000千円、そう決まっているかと思えます。それで、八女市の場合はそこら辺の保険契約がどうなっているのか。保険掛金、そういったところがどのようなことになっているのか。ちょっと私、今まで全くこういうのがあるというのは知りませんでしたので、よかったらそこら辺のところを説明お願いします。

○建設課長（轟 研作君）

事故による保険の種類ですがけれども、当然のことながら人身事故、通常掛ける保険と同様に、全ての事故に対応できる保険を掛けさせていただいております。

すみません、掛金につきましては、本日、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただければと思います。

○議長（角田恵一君）

よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものについて、同条第2項の規定により議会に報告するものでありますから、質疑にとどめ、審議を終わります。

議案第63号 八女市議会議員及び八女市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議案第64号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○17番（森 茂生君）

今回、0.05月の引上げということですがけれども、この引上げ、もしくは引き下げる場合、私は特別職報酬等審議会に諮問をし、第三者の意見を聞いて決めるというのが筋かなと思っていますけれども、この審議会、開かれたかどうか、お尋ねします。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

特別職報酬等審議会については、今回、お諮りはいたしておりません。

以上です。

○17番（森 茂生君）

わざわざ審議会の規則までできておりますので、私は当然、審議会にお諮りして、そして値上げなり、あるいは値下げなり、そこを決めるべきだと理解をしております。こういうのがないならともかく、こういうのができているわけです。ですから、恐らく言い分としましては、市長の諮問によりということですので、諮問しなかったら開かんでもいいという理屈が成り立つのかなという気はします。なぜ諮問が行われなかったのか、お伺いします。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

先ほど議員おっしゃるように、市長の諮問ということでございますけれども、この審議会においては、特別職の給料そのものに変更がある場合において審議会を開催するというところで理解しているところでございます。今回の人事院勧告であったり、国の制度の改正、これに伴って改正をしようとするものにおいては審議会を開催していないところでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

規則のどこを読めばそうなっているのでしょうか。基本給が変わるときは開く、期末手当のときは開かなくていいという言い方のように聞こえました。この規則を読めば、そうは書いていないような気がします。給与、全般的な変更と私は理解をしています。明確にそこら辺のところはどうなっているのか、お尋ねします。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

この規則の文でございますけれども、「給料の額について」ということがございますので、給料の額の変更が生じた場合に審議会を開催する必要があるかも分からないということで理解をしているところでございます。

○17番（森 茂生君）

私はこの給料の中に期末手当も、通常、税金申告とかなんとかは、これは期末手当ですから所得は別ですよとはならんわけです。一緒に給与として給与所得、あるいは報酬の金額として申告なり、そういう計算をするのが普通だと思います。わざわざそれは別だからなくていいという理屈にはならないような気がします。よその市町村でも全くこういう状況なんですか。調べてみると、結構、報酬審議会を開いて決めている自治体もいっぱいあると思っております。そこら辺の考えはどうも納得できないんですけれども、そこに書いてあるなら別ですよ。ここに明確に期末手当は除外するとか、そうはなっていないわけでしょう。そこら辺の考え方をお願いします。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃるように、期末手当については除外をするという書き方は確かにされておりません。近隣の自治体の状況でございますけれども、これについては審議会自体を常時開催しているところについては近隣ではほぼないと思っております。全国を見ますと、確かに言われているように開催をしているところはあるとは思っておりますけれども、近隣自治体で申し上げるならば、ほとんどのところが平成10年代、それから平成20年代を最後に開催していないということでございまして、今後開催をする予定も今のところないというものでございます。

期末手当につきましては、先ほど回答させていただきましたけれども、人事院勧告、それから国の制度の改正に伴って、私ども均衡の原則というものがございまして、それに従って改正をお願いするものでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

全部が全部、開いているわけではないということは承知しております。しかし、今回は特にコロナの影響、そして異常な物価高という状態が続いているわけです。ですから、こういう場合は、やっぱり特殊な場合——特殊といいましょうか、例年にない状況ということで、第三者の意見を聞いて私はやるべきだったと思います。通常の状態なら、それはそれでいいかなという気もしますけれども、こういう政治情勢、社会情勢、経済情勢ですので、そこら辺のところはどう判断して例年どおりやられたのか、どうも疑問です。そういうコロナの影響なんかを勘案されたのかどうか、お尋ねします。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

この審議会の開催については従来どおりの取扱いということでございますけれども、コロナの問題、確かにあろうかとは思っておりますが、今回の改正は、先ほども回答させていただいたとおり、制度の改正に伴うものでございまして、審議会の開催については開催をしていないということでございます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

1つ今の話と通じる場所なんです、今、この条例の中に特別職という言葉、この中に常勤特別職と非常勤特別職、我々は非常勤、市長、副市長たちは常勤です。ここの違いをやっぱり明確にした条例が、分けておかないと非常に分かりにくいなと思っておりますが、それについてはいかがですか。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

常勤と非常勤、この違いということでございますが、私の認識としましては、常勤につきましては基本的にはフルタイムの職員、非常勤におきましてはフルタイムではない短時間で
の職員、こういったものが非常勤であるという取扱いでございまして、常勤につきましては
地方公務員で申し上げますと職員であるとか、市長、副市長、教育長、そういったものに該
当するかと思います。それで、議員の皆さんにおいては、先ほど言われましたように非常勤
の取扱いということで考えております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

それで、要は常勤の方々には給与という呼び方をしますよね。我々は報酬という呼び方、こ
こは違うということも含めると、どうもこの条例の中で1つになることで少し混乱が生じる
ことがあると思いますので、ぜひこれは要望として検討いただきたいということで終わります。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思
います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○17番（森 茂生君）

特別職の期末手当は報酬、あるいは給与の一部で、これを引き上げる、または引き下げる
場合は、第三者機関である特別職報酬等審議会に諮って決定すべきであると私は思っており
ます。手続上、私は問題があると思っております。また、コロナの感染症の影響が3年間も
続き、過去に経験したことのないような異常な事態である。ましてや、今日、急激な物価高
で市民生活を直撃しているのが現状だと思われま。このような時期に、私は特別職の期末
手当を引き上げることは到底市民の理解は得られないと思っております。

以上の理由により、議案第64号に反対するものであります。

○議長（角田恵一君）

賛成討論ありますか。

○8番（高橋信広君）

私は議案第64号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

一般職は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い必要な改正をするものですが、特別職については引上げの明確な根拠は示されておりません。また、特別職の給与、報酬に関して変更する場合は、第三者機関である特別職報酬等審議会に諮って決定すべきものであるとともに、現在のコロナ禍にあって、物価高やエネルギー価格高騰で市民生活が厳しい状況の中にあつて引き上げることに、市民の理解は得られないと考えます。よつて、私は引き上げるための手続と市民生活の現状を鑑みて、議案第64号に反対いたします。

議員各位におかれましては、賛同賜りますようお願い申し上げまして、私の反対討論いたします。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よつて、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議案第65号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○17番（森 茂生君）

年間で0.1月分、施行日が今年の令和4年4月1日、いわゆる遡及して支払うという内容のようですけれども、1人当たり、平均でいいんですけれども、幾らぐらいこれで引き上げるのか、お尋ねします。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

一般職員の1人当たりで申し上げますと、約35千円程度でございます。

以上です。

○議長（角田恵一君）

よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第66号 八女市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○17番（森 茂生君）

特別職、あるいは通常の職員のは遡及をして支払われるということですが、会計年度任用職員の場合は、遡及じゃなく、施行は来年4月1日となっているようです。そして、もともと給与は低いわけです。低い上に、施行日がまるで違う。やっぱり会計年度任用職員からすれば、これは非常に納得いかないような気がしますけれども、この施行日の違いというのはどこからこうなってきたのか、お伺いします。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

特別職、一般職と会計年度任用職員の施行の日が違うということでございます。

人事院勧告におきましては、その年の4月時点での民間給与等の調査をされておりまして、国家公務員の給与に反映させるために勧告をなされておるところです。したがって、当該年度の4月、ここに遡及をして、適正な給料という形で支給をされておるのが一般職であったり特別職でございます。

一方、会計年度任用職員につきましては、最大で1年として任用をされる職員でございます。

して、募集のとき、それから任用のときに給料額というのを明示して任用させていただいているということでございます。ですので、一会計年度内に給与額を変更するというものについては想定をしていないというものでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

会計年度と頭につきますので、繰り返し繰り返し延びる可能性があっても、原則1年ということだから、そうなっているという理解だろうと思います。その分、特別職は0.05月、職員は0.1月、会計年度任用職員は0.55月となって、同じ期末手当でもかなりばらつきがあります。そこで、これの支払い月分のばらばらになっているのは、私は一律に統一するようなことがいいんじゃないかなと思いますけれども、どのような理由でばらばらになっているのでしょうか。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

会計年度任用職員の制度については、令和2年にできたということでございますけれども、期末手当、これについてはもともと1.0月分の支給をしてきたという経緯がございます。今回、1.55月分ということで0.55月分増加をしたということでございますが、これまで過去2年、人事院勧告についてはマイナス勧告ということでございました。特別職、一般職においてはマイナス勧告に伴って減額という形になってまいりましたが、会計年度任用職員につきましては据置きという形を取らせてきていただいております。今回、プラス勧告に伴って、上乘せ分というのを検討してきております。その結果、人材の確保、こういったものも踏まえまして、近隣自治体と足並みをそろえるためにも今回0.55月分の増ということで、近隣自治体とほぼ調整をさせていただいているということでございます。

以上です。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号 八女市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○21番（松崎辰義君）

定年を10年間かけて65歳まで延ばすということで、今は60歳といってもまだまだ働き盛りですし、65歳に延ばすということは非常にいいことだろうと思っておりますけれども、ただ、60歳を超えた場合、給与を7割に引き下げると。一生懸命働いて、まだまだ働けるから働いてくださいと言いながらも、給料は今までの7割しか出ない。非常に酷なやり方ではないかなと私は思っておりますけれども、7割の根拠というのは何でしょうか。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

給与の7割水準になった根拠ということでございます。

これにつきましては国のほうで調査をされておりますが、現時点での民間事業所における高齢期雇用の実情等というのを相当数調査されてあるようです。そういったものを考慮した上で、国のほうで設定をされているものでございます。そういったものを踏まえて、国家公務員においても7割の水準ということで定められております。地方公務員におきましても、均衡の原則ということに従いまして適切に対応をしていく必要がございますので、今回60歳の7割ということをお願いをするものでございます。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

経緯は分かりました。いわゆる民間のそういったところを厚生労働省が調査して、人事院が7割というのを出しているようですけれども、でも、いろいろ聞いてみますと、直近の厚生労働省の調査で、企業100人以上を調べて61歳時の給与は76.2%だということを厚生労働省も出しているわけですね。今、八女市として市の職員の定年を引き上げて、実際に厚生労働省の調査でも76.2%という数字が出ている中で、さらに低い70%。さらに言えば、先ほど来出ていますように、コロナ禍、そして異常な物価高。定年を迎えて、定年が延びるという喜びもつかの間、7割にカットされるのは非常に厳しいんじゃないかなと思うから、今後、この問題を少し、7割に限定しなくて、そういう調査もしながら、やっぱり定年後の基準と

いいですか、賃金というのはぜひ考えていっていただきたいと思います。

それから気になるのが、定年が延びるわけですから、職員が増えるということになるわけですね。新規採用についてはどのように今後されていくのか、新規採用の考え方を願います。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

新規採用の考え方でございますけれども、確かに今後ですけれども、2年に1回しか定年退職者が出ないということもございまして。職員数の部分においては、やはり一定整理をしていく必要はあるかと思っております。ただ、八女市の職員になりたいという希望を持つ若い人というのをもたくさんいらっしゃるかと思っております。また、コンスタントにやはりいい人材というのを確保しなければならないし、そういった希望を持った職員の雇用の機会をなくしていくというのは避けなければならないと考えております。そういったことで安定した行政運営につながっていくだろうと思っております。

そういった中で、今後の退職者数、こういった状況もしっかりと加味をしながら、採用については毎年度計画的に採用を行って、人材の確保に努めていく必要があるかと考えております。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

そこはよく理解するところです。やっぱり新規採用で新しい力といいますか、若い人たを採用していかないと八女市の新陳代謝も行われないうことですから、新規採用についてはコンスタントに毎年採用していくような体制をぜひ進めていただきたいと思います。

ただ、この10年間というのは、そういうやり方をしていくと、職員数の定員が増加をしていきます。ですから、一時的な定員増を含めて採用をするということでは考えられないということでしょうか。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

確かに言われるように、2年に1回しか定年退職者が出ないということで、一部はみ出る部分というのは出るかも分かりませんが、私どもとしましては、長いスパンで退職者数の把握をしながら、総合的に考えて採用人数というのは考えていく必要があるかと思っております。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

いや、そこは分かるんですよ。ただ、市の場合、職員の定数というのがございますので、

定年が延びて、新規採用すれば、職員数というのは定数が増えるわけですよね。そういう部分を、一時的ですけれども、この10年間はそういうところで進めていくということによろしいのでしょうか。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

定数の部分については、当然しっかりと考えて精査をしていく必要があるかと思っております。あと今回、今まだ説明をしておりませんが、全ての定年退職の方が定年延長をされるのか、それとももう一つ、定年前再任用短時間勤務というのがございます。そういったものも選択をされる可能性もあると思っておりますので、そういった部分も踏まえて、どういった人数になっていくのかということも見極めながら、総合的に考えていければというふうに思っております。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○16番（三角真弓君）

1点お尋ねいたしますけど、公務員の方たちの定年が延長になれば、民間等もそういうことでなってくるかと思えます。ただ、このイメージの表ではちょっと私分からないのは、例えば、来年、令和4年度に60歳を定年迎えた方は61歳で再任用ですね。62歳からは、この矢印ですね。どう見たらよろしいんですかね。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

資料2の別紙でつけさせていただいておりますイメージ図の件だろうと思っておりますけれども、これは上から2番目のところに定年年齢という記載がございます。令和4年60歳、令和5年、令和6年が61歳、令和7年、令和8年が62歳ということで、これはまず2年に1歳ずつ上げがなされるというものでございます。

ちょっと具体的に説明をさせていただきますと、一番上段が昭和37年4月2日生まれから昭和38年4月1日生まれの方については令和4年度末をもって定年退職ということになります。このオレンジの部分については、これまで再任用制度がございます。これは基本的には定年延長に伴って廃止をされるものでございますが、この10年間の経過期間においては暫定再任用ということで残ってまいります。このオレンジの部分については、暫定再任用で勤務できる期間ということで御理解いただければと思っております。このブルーの部分においてが、実際、定年延長、もしくは定年前再任用短時間勤務、これで勤務することができる期間ということで御理解いただければと思っております。

2段目の昭和38年4月2日から昭和39年4月1日生まれの方におきましては、本来、令和5年度で60歳になられますけれども、令和6年度から定年延長ということで、61歳が定年延

長で、定年延長で勤務されるのか、定年前再任用短時間勤務職員として勤務をされるのかという部分になってきます。令和7年から62歳のところの部分、これはオレンジになっていますけど、これはそれ以降についてはこれまでの再任用制度、いわゆる暫定再任用によって、あと4年間勤務をすることができるという意味合いになってまいります。

その下の方については、61歳、62歳が定年退職になりますので、2年間は定年延長、もしくは定年前再任用ということで勤務することができる。残りのオレンジの3年間については、これまでの暫定再任用ということで勤務をすることができるということで、ちょっと非常に複雑なんですけれども、この引上げ期間においては、60歳以上の方については定年延長で勤務をされる職員、それから定年前再任用短時間勤務職員として来られる職員、それからこれまでの再任用、暫定再任用のフルタイムで来られる職員、それから短時間で来られる職員という職員の方が混在をされるということでございます。

ちょっと分かりにくいかもしれませんが、以上でございます。

○16番（三角真弓君）

先ほどから出ておりますように、退職が延長になった5年間は給与が7割になるということですが、再任用の方も、定年延長になった方も、その金額的なものはあまり変わらないということですね。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

定年延長で来られて給与水準が7割になった方と、今現在、再任用職員のフルタイムとして来られてある職員については、給与額そのものについてはあまり変わらないのかなと思っています。ただ、手当の部分とか、そういった部分に違いが出てくるのかなと思っています。というのは、再任用職員の方については一旦退職をされて再任用として来られる方、定年延長の方については、退職じゃなくて、そのまま定年延長で来られる職員の方という違いがございます。

以上です。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議案第68号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議案第69号 指定管理者の指定について（八女市白城の里旧大内邸）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○10番（牛島孝之君）

まず、お聞きします。

八女市指定管理者選定委員会、これがどのようなものか。委員長名は書いてありますけれども、何名ほどおられるのか。よければ氏名までお願いします。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

指定管理者選定委員会の委員の構成ということでございますが、特定のお名前はここでは控えさせていただきたいと思いますが、弁護士さんとか、税理士さんとか、そういった経験をお持ちの方と、あと商工業界の方お二人が入っておられまして、あとは内部の職員で、計8名で構成されているものでございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

それでは、お聞きしますけれども、この選定に当たって、これが令和5年4月1日よりですけれども、令和5年3月31日までは、今現在、指定管理されてある方があるわけでしょう。その募集、指定管理に対する募集ですね。どのような募集をされたのか。いつからいつまでとホームページ等にされたのか。どういう方法によってそういう募集をかけられたのか、お聞きします。

○文化振興課長（鶴木英希君）

お答えします。

募集につきましては、八女市白城の里旧大内邸指定管理者募集要領を設けまして、9月2日から9月26日の間、ホームページのほうで募集をしております。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

何社ほどそれに応募されましたでしょうか、お聞きします。

○文化振興課長（鶴木英希君）

お答えします。

今回の応募いただいた会社につきましては1社でございます。

○10番（牛島孝之君）

内容を見てみますと、この会社においてははららぽーと、三井がやっていますよね。そこにも店舗を出してあると。八女の中にも何店舗もしてあります。目的というか、いろいろ見ますと、地場産品を売るとか、特にもんぺですね。これはよく知っております、この方は。やっぱりせっかく出てこられるなら、八女市の物産、いろいろな物産が白木地区にも、当然それは全部にありますけれども、やっぱりそういうとを一緒に売っていただくように、ぜひ市も一緒になってしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

議案第70号 指定管理者の指定について（八女市矢部地区山村滞在施設・八女市矢部地区観光物産交流施設・八女市矢部食材供給施設）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議案第71号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算審査特別委員会を設け、付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。委員の数は議長を除く19人にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は19人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。

先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

それでは、先例に従い、委員長に中島副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により、分科会を設け、審査していただきますようお願いいたします。

議案第72号 令和4年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）から議案第75号 令和4年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第2号）まで、計4件を一括議題といたします。

議案第72号から議案第75号までの議案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

議案第72号から議案第75号までの議案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託いたします。

議案第76号 令和4年度八女市水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第77号 令和4年度八女市下水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

議案第76号及び議案第77号につきましては、委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

議案第76号及び議案第77号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の建設経済常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

議案審議が本日で終わりましたので、あしたは休会といたします。

会期日程に従い、12日は委員会となっておりますので、審査のほどよろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時51分 散会